



神戸まちづくり協議会 令和5年度総会資料



ふれあいウォーキング&芝桜鑑賞会(令和5年4月1日)

日時:令和5年4月16日(日) 9:00~

場所:第五小学校 体育館

～もくじ～

1. 会長あいさつ

2. 議事

1) 議案第1号

令和4年度 神戸まちづくり協議会事業報告 P1~6

令和4年度 神戸まちづくり協議会収支決算報告 P7~8

令和4年度 神戸まちづくり協議会会計監査報告 P9

2) 議案第2号

神戸まちづくり協議会役員の承認 P10

神戸まちづくり協議会委員など名簿 P11

3) 議案第3号

神戸まちづくり協議会規約 P12~P19

神戸まちづくり協議会細則 P20~P21

4) 議案第4号

令和5年度 神戸まちづくり協議会事業計画 P22~24

令和5年度 神戸まちづくり協議会収支予算 P25~P26

3. 参考資料

神戸まちづくり協議会組織図 P27

神戸まちづくり協議会シンボルマーク P28

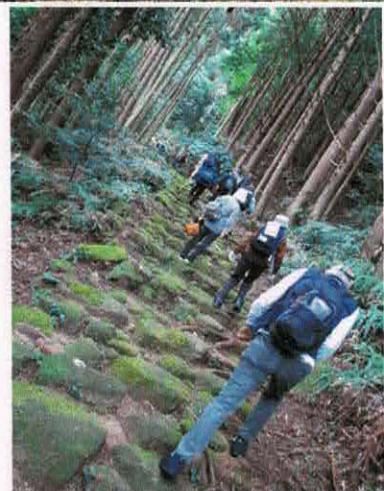
4. 閉会のあいさつ

部会別の主な事業

NO	担当部会	参加規模
1	防犯防災	35
	<p>1) 春の合同防災訓練（5/22）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 松阪市防災対策課による災害図上訓練（DIG） ○ 身近な住んでいる地区の地図に対して 川や道路を色で表示し、災害が起きたら どの道を通って、どこの避難所へ避難 するか？どんな課題があるのか？等、 新しい初めてのゲームに取り組みました。 <p>2) 秋の自主合同防災訓練（11/6）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 17自治会と名古須のホットハウスから も参加。 ○ 朝9時に大規模地震が発生したと想定 徒歩で第五小学校へ避難、受付や避難 所開設は、最初に避難してきた方に、 行っていただきました。その後、避難 所体験や車椅子体験、放水訓練を行い 最後に防災クイズを実施しました。   <p style="text-align: center;">避難所体験</p>   <p style="text-align: center;">放水訓練</p> <p style="text-align: center;">車椅子体験</p>	106
	<p>3) 自治会別防災訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 11/19南郊自治会で 消化器訓練、 ロープの結び方 社協から災害時の避難 について説明があり 最後に非常食体験を しました。 ○ 2/12 久保町久保 ○ 3/4 垣鼻町田尻  <p style="text-align: center;">久保町久保自治会</p>	39
	<p>4) 夏休み防犯パトロール</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における事故・犯罪の抑止 活動として、各自治会で夏休み 防犯パトロールを行いました。 16自治会で延80回実施。 ○ 雑草や植木のはみ出し、防犯灯 の点滅 等指摘、対策済み <p>5) 防災倉庫備品収納</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 賞味期限切れの非常食 保存水の更新を行いました。 ○ おおつ保育園駐車場後に設置 予定の防災倉庫を購入しました。  <p style="text-align: center;">保存水（期間7年）</p>	53 53 301

NO	担当部会	事業内容	参加規模	
1	防犯防災	<p>6) 無線機通信訓練 (4/2) ○ ウォーキングの事業の中で実施しました。</p> <p>7) 防犯防災活動の先進地域/施設の視察研修 (2/1) ○ 新設の五主の避難タワーの見学を行いました。</p> <p>8) 警察との地区連絡協議会 (7/8) ○ 3年ぶりの開催、交番所長2名と学校関係者5名が、地域の安全、安心について協議しました。 外) 松阪市地区防災計画策定セミナーへ参加 外) 松阪市防災講演会へ参加 外) 「大規模災害に備えて」を回覧 ○ 飲料水や非常食の備蓄の必要性を呼びかけ！ 外) 避難行動要支援者名簿の活用 ○ 本年度版入手、自治会へ活用を要請</p>	 	13 26 21
2	地域環境	<p>1) 第五小芝桜の鑑賞会 (4/2) ○ ウォーキングでの芝桜の鑑賞会 ○ 芝桜のライトアップ • 8灯のLED照明で芝桜をライトアップ（上下から） 桜も満開でした。 (3/28~4/16)</p> <p>2) 第五小芝桜の維持管理 ○ 剪定&除草等 (5/14) ○ 除草 (6/11) ○ 除草 (7/9) ○ 除草 (8/6) ○ 除草と落葉清掃 (9/10) ○ 除草剤散布等 (10/8) ○ 160株補植/除草 (11/5) ○ 180株補植 (12/10) ○ 除草 (1/15) ○ 除草 (2/11) ○ 除草 (3/11)</p> <p>3) 地域の環境美化 (8/3) ○ 久保中との合同クリーン作戦 久保中の行事に地域が参加 5箇所に別れて実施 生徒と交流</p> <p>4) 犬の散歩マナーの向上 ○ 松阪市からの看板を、各自治会の必要数を確認し、配布した。</p>	   	81 13 15 15 12 11 17 11 15 中止 13 14

NO	担当部会	事業内容	参加規模
		1) 神戸地区夏祭り (8/27) ○ 隣のキンロー後の土地を借りての実施を計画 広い会場で飲食をなくし、規模を縮小しての 開催を目指しましたが、残念ながら中止 2) 神戸地区文化祭 (10/16) ○ コロナ禍の残暑の厳しい日差しの中 クラブの作品展示とくじ引きに絞った 文化祭を実施	中止
3	教育文化	3) 学習支援 (7/21・8/7、1/6) ○ 7/21習字教室 ○ 8/7夏休みの宿題をサポート ○ 1/6冬休みの宿題をサポート	204 中止
		4) 公民館事業 ○ 健康料理教室 (5/21) ○ 市内歴史探訪 (5/27) 伊勢街道/旧三雲地域の散策 ○ 前川先生の料理教室 (6/24) ○ 夏休み茶道体験教室 (8/3) ○ 歴史探訪 (10/5) 三井高利生誕400年に先駆け三井家 ゆかりの地を散策しました。	10 10 9 18 11
4	公民館	 歴史探訪（三雲地区）   歴史探訪（三井家ゆかりの地） ○ 相可高校調理科料理教室 (11/20) ○ 親子料理教室 (12/4) ○ 相可高校 お菓子づくり教室 (1/21) ○ 親子で音楽にあわせて遊びましょう (5/6) ○ 親子で音楽にあわせて遊びましょう (6/10) ○ 親子で音楽にあわせて遊びましょう (7/8) ○ 親子で音楽にあわせて遊びましょう (8/5) ○ 親子で音楽にあわせて遊びましょう (9/9) ○ 親子で音楽にあわせて遊びましょう (10/7) ○ 第二の人生かがやき塾 (1/20) ○ 第二の人生かがやき塾 (2/17) ○ 第二の人生かがやき塾 (3/17)	中止 中止 12 11 12 15 10 15 17 6 11 11

NO	担当部会	事業内容	参加規模
5	広報	<p>1) 2) 神戸まちづくり協議会だよりを発行と内容の充実 ○ Vol 125 スタート号は全戸配布 ○ Vol 122号～134号まで毎月発行 ○ 「神戸の花道」掲載継続中 ○ 自治会の有名人等何でも紹介新規掲載中</p> <p>3) 第五小学校文化祭で活動紹介</p> <p>4) 神戸MAPの作成発行（12月末） ○ 神戸まちづくりマップ 全戸配布</p> 	中止
6	健康福祉	<p>1) ふれあいウォーキング（4/2） ○ 今年も、密を避ける為、 規模を縮小し、1グループ 30名で、2グループに分 けて実施、曇り空で風も無く ちょうど良い気温の中、 全員が完歩しました。</p> <p>2) 熊野古道を歩く（10/23） 「大吹峠道」コース ○ コロナの影響で、規模を縮小 バス中で密にならないよう 定員を減らして実施。 ○ 秋晴れの下、全員が事故 もなく完歩しました。</p>  	22
		<p>3) 春の体育祭（6/5） ユニカール大会 ○ 従来の半分の規模で実施 8コート⇒4コート ○ 14自治会から16チームが 出場 ○ 優勝：部田久保町 準優勝：垣鼻町徳和 3位：垣鼻中央町、大津町杉</p> 	85
		<p>4) グラウンドゴルフ ○ 春の協議会長杯（5/10） ○ 自治会部会長杯（6/7） ワークセンターグランドへ変更 ○ 秋の協議会長杯（9/6） ○ 公民館長杯（10/4） ○ 秋の健康福祉部会長杯（11/8） ○ 健康福祉部会長杯（7/5⇒12/7） 雨の影響で7月から12月へ延期</p> 	35 35 34 35 38 39

NO	担当部会	事業内容	参加規模	
		<p>5) 親子お菓子づくり教室 (6/19)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 午前午後で合計19組の親子がお菓子工房Mの8名のスタッフの指導で「ころがりーの」というクッキーを作りました。丁度父ので、お父さんへのプレゼントにする子どもさんもいました。 <p>6) ふれあいの集い (11/1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 映画鑑賞の後、サザエさん体操を実施、お弁当はお持ち帰りしていただきました。 ○ 当日の欠席者の方へ、記念品を民生委員を通じて配布しました。(12月) <p>7) 秋の体育祭 スカットボール大会 (11/13)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 誰にでも簡単にできる「スカットボール大会」を、開催 ○ 13自治会から16チームが参加 ○ 4コートで予選リーグを行い、上位2チームが決勝トーナメントへ進みました。 ○ 優勝:東松阪町、準優勝:大津町 3位:大津町杉、垣鼻町徳和B 	 	40 63 273 99
6	健康福祉	<p>8) 健康講座開催</p> <p>テーマ:「熱中症から体を守ろう」(7/3) テーマ:「ガンと認知症の予防について」(2/5)</p> <p>いずれも講師は、はるるの保健師さん</p>	 	31 32
		<p>9) 敬老事業 (9/19)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 敬老の日記念品贈呈 <p>令和4年度末で80歳以上になられる方に、自治会長や民生委員よりお祝い記念品を贈呈しました。</p>	  	751

NO	担当部会	事業内容	参加規模
6	健康福祉	10) ふれあい農園 ○ 子ども農園除草 (5/14) ○ トラクターで耕耘/ マルチシート敷 (5/21) ○ 芋苗植え (6/1) ○ 芋苗水遣り、植え替え (都度) ○ 除草 (6/25) ○ 駐車場移転 (看板ロープの撤去) (7/18) いも苗植え ○ 除草/ツル上げ (7/30) ○ 除草/ツル上げ (9/10) ○ 芋づるとマルチの撤去 (10/1) ○ つる切り & 桂瀬へ運搬 (10/4) ○ いもの収穫 (10/6) ○ 子ども農園土壤改良 (1/21) パーク20袋+山土4t×2 ○ 意見交換会 (3/19)	7 19 101 14 2 14 8 18 7 100 13 17
		 山土入れ	
7	自治会	1) 要望書作成/現地調査 (5/17) ○ 自治会の要望を松阪市へ提出、現地を確認 15自治会の53箇所を確認 ○ 現地調査の結果報告会 (7/14) 2) グラウンドゴルフ自治会部会長杯 (6/7) ○ 健康福祉部会協賛再掲 3) 揭示板補助 ○ 4) 防犯灯補助 26灯×1万円 (LED交換) 8灯×1万円 (新設) 5) 防犯カメラ補助 ○	12 17
		  防犯灯 (東松阪町自治会)	
8	諸会合	1) 総会 (4/10) 於：第五小学校体育館 2) 事務局会議 (10回) 3) 役員/運営委員合同会議 (12回) 4) 部会 (12回) 部会によって異なります。 5) おおつ保育園駐車場跡地利用検討会 3回、防災倉庫を設置する。 6) 高齢化に伴う交通網の整備検討会 5回、色々な案を検討したが、今の条件では無理と判明。	 令和4年度総会

令和4年度 収支決算書

収入の部

令和4年4月1日～令和5年3月31日

内 容	決 算 額 (円)	予 算 額 (円)	比 較 (円)	内 訳	備 考
交 付 金	3,310,000	3,310,000	0	ふるさと応援寄付金7千円含む	松阪市
負 担 金	368,280	368,160	120	3,069世帯 (+1) ×10円×12ヶ月	各自治会
助成金	神戸自治連合会	100,000	100,000	0	
	地域福祉活動推進事業助成金	210,000	135,000	75,000 上期135千円 下期75千円（計画比増）	松阪市社会福祉協議会
	小地域福祉活動助成金	286,000	275,000	11,000	松阪市社会福祉協議会
	福祉啓発活動助成金	28,000	28,000	0 健康福祉講演会を開催 (50名以上の参加)	松阪市社会福祉協議会
	助成金	100,000	100,000	0	神戸徳和地区民児協
地 域 振 興 費	68,750	22,200	46,550		松阪市住民自治協議会連合会
雜 収 入	82,919	258,018	-175,099	事業参加者負担金 66千円 預金利息19円 黄色いレシート8,4千円、公民館事業8.5千円	
地 域 福 祉 活 動 費	114,060	114,060	0	前年度共同募金実績額×30%	松阪市社会福祉協議会
事 業 中 止 / 縮 小 に 伴 う 返 金	-252,216	-252,216	0		
前 年 度 繰 越 金	1,602,994	1,602,994	0		
地 域 の 元 気 事 業 補 助 金	0	0	0		松阪市
総 合 計	6,018,787	6,061,216	-42,429		

※負担金

※地域福祉活動推進事業
助成金

※雑収入

世帯数増（1世帯）

上期のみを計画したが、下期の実施を12月に変更し下期分75千円を計画外で獲得
上期の申請内容（夏祭り）が中止になったため、防災訓練と文化祭で、変更申請
コロナの影響で事業の中止や縮小した為、収入が減額

令和4年度 収支決算書

支出の部

部会名	決算額(円)	予算額(円)	比較(円)	事業計画名	内訳
防犯防災部会	761,317	683,000	78,317	春の合同自主防災訓練	9,420
				秋の合同自主防災訓練	44,504
				自治会別防災訓練	30,000
				通年防犯パトロール	52,050
				防災倉庫備蓄品拡充	623,172
				無線機通信訓練	0
				先進地域/施設の視察見学	2,171
				地区連絡協議会	0
地域環境部会	142,266	296,000	-153,734	芝桜鑑賞会	100,930
				芝桜の維持管理	41,336
				地域の環境美化(久保中クリーン作戦)	0
教育文化部会	170,437	453,000	-282,563	神戸地区夏まつり(中止)	4,872
				地区文化祭	149,965
				学習支援(中止)	15,600
					0
公民館部会	154,954	200,000	-45,046	公民館事業(一部中止)	105,224
				公民館清掃、維持管理	49,730
広報部会	259,700	475,000	-215,300	広報の発行	175,000
				広報の内容充実	0
				第五小文化祭への出展(中止)	0
				神戸MAPの作成	84,700
健康福祉部会	1,479,034	1,351,700	127,334	ふれあいウォーキング	55,851
				熊野古道を歩く	84,700
				春体育祭/ユニカール大会	23,680
				グラウンドゴルフ	102,383
				ふれあいお菓子作り教室/クッキー	14,400
				ふれあいの集い	352,541
				秋の体育祭/スカットボール	40,864
				健康/福祉講座	37,412
				敬老事業	680,141
				ふれあい農園	87,062
自治会部会	374,648	592,000	-217,352	陳情費	5,907
				活動費	28,741
				防犯灯	340,000
				防犯カメラ	0
役員報酬	336,000	400,000	-64,000	役員報酬	336,000
事務局費	959,789	962,000	-2,211	人件費	720,000
				消耗品費	107,085
				会議費	27,604
				備品購入	0
				公民館保険	105,100
予備費	211,000	648,516	-437,516	広告/農園駐車場	211,000
合計	4,849,145	6,061,216	-1,212,071		4,849,145

収入	6,018,787
支出	4,849,145
差引金額	1,169,642

次年度繰越額

※全般的に新型コロナウィルス感染症拡大防止のため、事業の中止や縮小の影響で支出減

会計監査報告

令和4年度神戸まちづくり協議会会計監査を行い、関係帳簿、預金通帳、領収書等関係書類を厳正に監査しました。
結果は、正確、且つ事務的に間違いなく処理されていました事を確認しました。

令和5年3月30日（木）

監事 宮崎耐輔 

監事 中里保男 

議案第2号

神戸まちづくり協議会役員

役職名	氏名
会長	村田 哲也
副会長	大西 昇 小田 秀雄
事務局長	村田 裕
書記	田替藤 潤子
会計	大西 佐代子
監事	宮崎 耐輔 中里 保男
部会長	防犯防災部会 小田 秀雄（兼）
	地域環境部会 三田 譲
	教育文化部会 藤原 雅啓
	広報部会 小竹 克典
	健康福祉部会 西川 節夫
	公民館部会 村田 裕（兼）
	自治会部会 山口 雅生

■ 新任

神戸まちづくり協議会委員等名簿（敬称略）

◆運営委員

運営委員長	山口 雅生		
副運営委員長	藤原 雅啓		
部会名（計38名除自治会部会）	氏名（◎部会長○副部会長は委員の互選による）		
防犯防災部会（9）	◎小田 秀雄	住民代表	○小菅 正常
	西本 彰	交通安全協会	松田 吉彦
	金子 絵津子	消防団友の会	伊藤 良江
	光尾 賢一	パークタウン自治会長	落合 泰子
	小島 明	消防団	
地域環境部会（7）	◎三田 讓	民生委員	○森田 幹生
	阪本 由雄	大津町杉自治会長	出口 正司
	大北 好美	田原町みどり苑自治会長	池端 晃一
	松本 一雄	田原町自治会長	
教育文化部会（7）	◎大西 和弘	スポーツ推進委員	○藤原 雅啓
	西尾 日登美	第五小PTA	川出 浩
	脇谷 雄介	第五小PTA	川端 直子
	阿部 吉郎	田原町住宅自治会長	
広報部会（6）	◎小竹 克典	住民代表	村田 広行
	宇野 恭生	東松阪町自治会長	奥山 悅司
	富田 求	部田久保町自治会長	山中 芳浩
健康福祉部会（8）	◎西川 節夫	垣鼻町徳和自治会長	○大西 孝司
	中西 貞次	老人会	下村 茂男
	鈴木 よし子	民生委員	中谷 和加子
	寺島 みゆき	民生委員	山口 雅生
自治会部会（19）	◎山口 雅生	久保町久保自治会長	○光尾 賢一
	村田 哲也	上久保自治会長	富田 求
	村田 広行	久保町南郊自治会長	松田 吉彦
	川出 浩	垣鼻中央町自治会長	西川 節夫
	松田 俊助	垣鼻里中町自治会長	奥山 悅司
	藤原 雅啓	旭ヶ丘自治会長	池端 晃一
	大西 昇	ドミール大津自治会長	阪本 由雄
	宇野 恭生	東松阪町自治会長	松本 一雄
	阿部 吉郎	田原町住宅自治会長	山中 芳浩
公民館部会（1）	◎村田 裕		

◆その他

役職名	氏名	
顧問（6）	喜田 健児（県会議員）	松澤 正章（第五小学校）
	田中 正浩（市会議員）	湯浅 秀紀（久保中学校）
	松本 一孝（市会議員）	大和 哲司（神戸 神社）
相談役（2）	大西 多	
事務局	大江 光男	

退任：久保由加里、宮崎サトミ、松本正夫、交代：自治会長4名、久保中第五小PTA2名

議案第3号

神戸まちづくり協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、神戸まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、区域における地域の住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の個性を活かして自律的にまちづくりを行い持続的な協働の地域づくりを進めることを目的とする。

(区域)

第3条 協議会の区域は、別図1に定める範囲（以下「神戸地区」という。）とする。

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、松阪市垣鼻町1461番地8 神戸地区市民センター内に置く。

(事業)

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 基本協定に関する業務
- (2) 防災、防犯、交通安全等に関する事業
- (3) 福祉、健康づくり等に関する事業
- (4) 環境美化、住環境整備に関する事業
- (5) 地区住民の教養を向上させる事業
- (6) 歴史、文化、伝統継承等に関する事業
- (7) 青少年の健全な育成を推奨する事業
- (8) 地区住民の交流又は連帯に関する事業
- (9) 地区の団体育成に関する事業
- (10) 生涯学習など公民館活動に関する事業
- (11) 地域計画の策定に関する事業
- (12) その他地域づくりに関する事業

(構成員)

第6条 協議会の構成員は、神戸地区に居住する住民及び神戸地区で活動する自治会をは

じめ各種団体等とする。

(組織)

第7条 協議会は、総会、役員会、運営委員会、部会、及び事務局会議をもって構成する。

- 2 協議会に事務局及び監事を置く。
- 3 協議会に顧問及び相談役を置くことができる。

第2章 役員

(役員の種別)

第8条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 書記 1名
- (5) 会計 1名
- (6) 監事 2名
- (7) 部会長 7名（公民館長含む）

(役員の決定)

第9条 部会長を除く協議会の役員は、第25条から第27条に規定する運営委員会において選出し、部会長は第28条の2により選出する。役員は、第12条から第21条に規定する総会で承認を受ける。

(役員の職務)

第10条 協議会の役員は、次の職務にあたる。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を掌理する。
- (4) 書記は、協議会の会務を記録する。
- (5) 会計は、協議会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- (6) 監事は、協議会の会計及び資産の状況を監査する。
- (7) 部会長は部会を代表し、部会を総括する。

(役員の任期)

第11条 協議会の役員の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 総会

(総会の種別)

第12条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第13条 総会は、構成員から選出された代議員をもって構成する。

2 代議員の定数は100名以内とし、代議員の選出については、別に定める。

(総会の開催)

第14条 通常総会は年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めた場合

(2) 代議員の3分の2以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき

(3) 構成員の2分の1以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき

(総会の招集)

第15条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の10日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の定足数)

第16条 総会は代議員の2分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は出席した代議員の中から選出する。

(総会の議決)

第18条 総会の議事は出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会の書面表決)

第19条 会長は、災害により総会を招集することができないと認めるときは、議決を要

する事項について、あらかじめ代議員に通知し、代議員が書面により表決する方法によりこれを決することができます。

(総会の審議事項)

第 20 条 総会は、次の事項を審議し決定をする。

- (1) 事業計画、予算、決算の決定に関すること。
- (2) 規約の改廃の決定に関すること。
- (3) 地域計画の策定に関すること。
- (4) 役員の決定に関すること。
- (5) その他必要と思われる事項に関すること。

(総会の公開)

第 21 条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

2 構成員は通常総会及び臨時総会を傍聴することができる。その場合、傍聴者は総会における議決権は有しないが、議長の許可があれば、意見を発言することができる。

第4章 役員会

(役員会の構成)

第 22 条 役員会は監事を除く役員と運営委員長又は副運営委員長をもって構成する。

(役員会の招集と議長)

第 23 条 役員会は、会長が招集する。

2 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の審議事項)

第 24 条 役員会は、次の事項を審議し決定をする。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 重要事項で、総会を開催できる期間のない緊急を要する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第5章 その他の会議

(運営委員会の構成)

第 25 条 運営委員会は、第 28 条第 1 項に規定する各部会の部会員で構成する。

- 2 運営委員の定数は定めない。
- 3 運営委員会の長（以下「運営委員長」という。）、及び副長（以下「副運営委員長」という。）は、運営委員の互選により選出する。
- 4 副運営委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長に事故あるときは、その職務を行代行する。

（運営委員会の招集と議長）

- 第 26 条 運営委員会は、運営委員長が招集する。
- 2 運営委員会の議長は、運営委員長がこれに当たる。

（運営委員会の役割）

- 第 27 条 運営委員会は、次の事項を調整及び審議する。
- (1) 各部会の事業計画及び予算に関すること
 - (2) 各部会の実績及び決算に関すること
- 2 運営委員会は、協議会並びに各部会事業の実施執行時に、円滑な運営が図れるよう務める。
 - 3 運営委員会の構成員は、事業の実施に当たり必要な時は、各関係団体からの人的支援に努める。

（部会の構成）

- 第 28 条 協議会に、次の部会を置く。また、部会は神戸地区で活動する各種団体等及び構成員より選出された部会員で構成する。
- (1) 地区の単位自治会長等で構成される自治会部会
 - (2) 地区の防犯や防災、交通安全に関する部会
 - (3) 地区の環境に関する部会
 - (4) 地区住民の教育や地区の文化に関する部会
 - (5) 地区住民の健康や福祉に関する部会
 - (6) 広報に関する部会
 - (7) 地区の公民館活動に関する部会
 - (8) その他第2条の目的を達成するために必要な部会
- 2 各部会の部会員の中から互選により各部会の長（以下「部会長」という。）、及び副長（以下「副部会長」という。）を選出する。
 - 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を行代行する。

（部会の役割）

- 第 29 条 部会は、第2条の目的を達成する事業の企画、調整及び執行を担う。

2 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、次の各号について協議する。

- (1) 各部会の事業計画及び予算に関すること
- (2) 各部会の事業の執行、実績報告及び決算に関すること
- (3) 自治会部会は、基本協定書の第2条第2項別記に関すること。
- (4) その他部会運営等に関すること

(事務局会議)

第30条 事務局会議は、役員会構成員で構成する。

- 2 事務局会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 事務局会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 4 事務局会議は、運営委員会の議事事項の事前協議を行う。

(合同会議)

第31条 第24条、第27条の円滑な事業推進を図るため、役員会と運営委員会を合同で開催することが出来る。

- 2 会議の出席者は第22条、第25条の構成員とする。
- 3 会議は会長が招集し、議長は運営委員長が当たる。

(事業評価)

第32条 事業を実施したときは、運営委員会で事業の結果を分析し評価を加えて、役員会へ報告し、次年度に資するものとする。

第6章 会計及び監査

(経費)

第33条 協議会の経費は、会費、寄附金、市交付金及びその他収入をもって充てる。

(会計年度)

第34条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整備)

第35条 協議会は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

- 2 構成員による帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(監査)

第36条 監事は会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

第7章 その他

(委任)

第37条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

(弔慰)

第38条 協議会役員及び委員を対象とし香典を支出する。

(1) 本人死亡時、香典 10,000 円を会長または代理人が弔問する。

(旅費等)

第39条 支給対象と支給額

- (1) 協議会活動に係る旅費は、私有自動車を使用した場合、神戸地区市民センターより往復 10Km 以遠の地域を対象とし、1 回当たり 500 円を支払う。また公共交通機関による場合は、距離数に関係なく実費を支払う。
- (2) 多人数での、また遠隔地への旅費に関しては、その都度役員会の協議を経て会長が決定する。
- (3) 行事等で私有自動車・機械器具等を提供したものについては、半日（概ね 2 時間）は 500 円、1 日（概ね 5 時間）は 1,000 円の借用料を支払う。重機等特殊機材の提供に対しては会長承認の上相当額を支給する。また状況により損料に係る機材（燃料・部材等）相当額を現物で支給する。

(役員報酬)

第40条 協議会は、役員に対して報酬を支給することができる。報酬の額については別に定めるものとする。

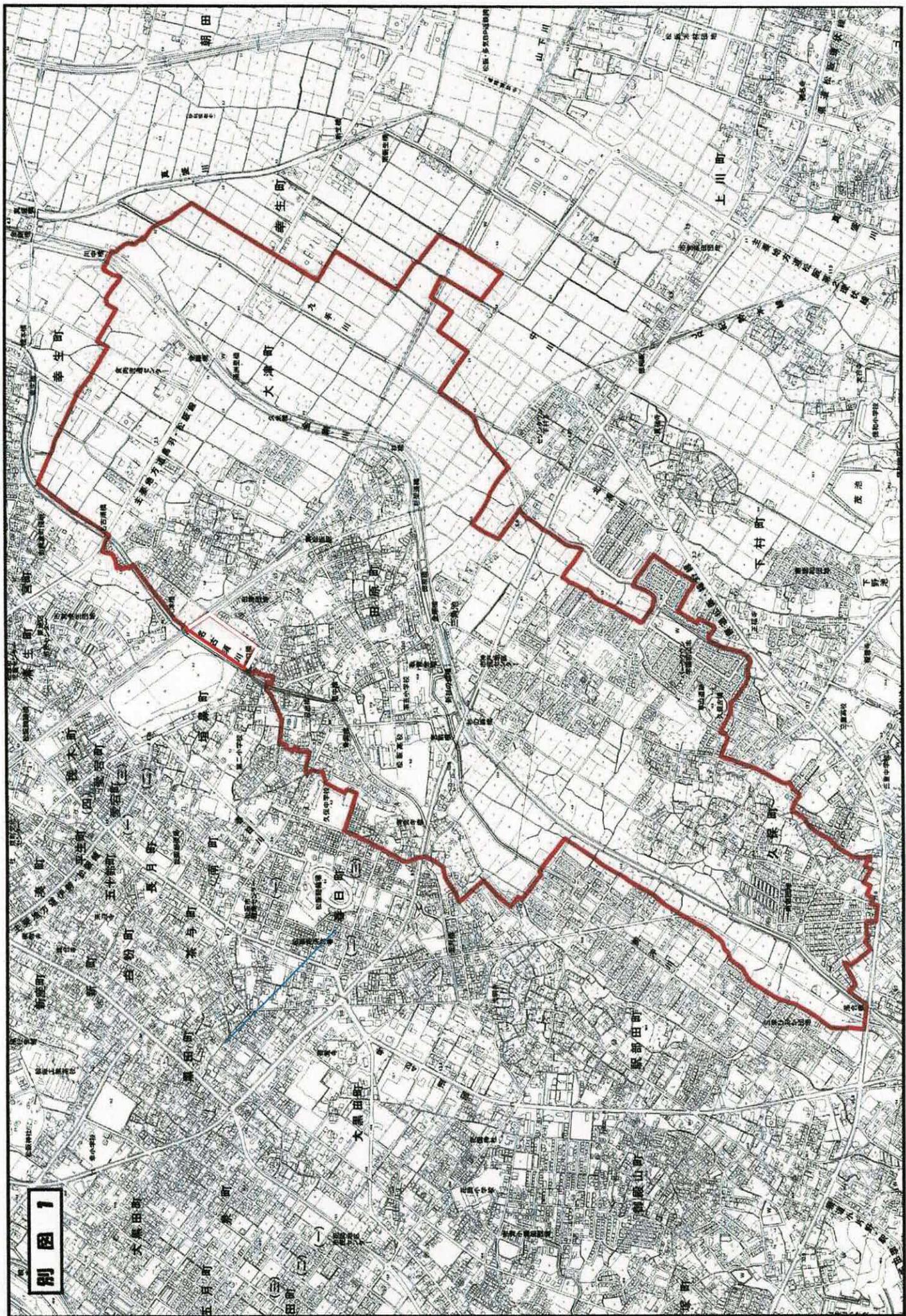
附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

(権利等の継承)

2 旧神戸まちづくり協議会に係る一切の権利・財産等は、新神戸まちづくり協議会が承継するものとする。



別図1

神戸まちづくり協議会細則

第1条 代議員選出細則

1. 神戸まちづくり協議会総会に係る代議員の選出については、自治会と自治会以外に区分し、選出する。
2. 代議員数については、以下の通り定める。
3. 代議員は、神戸まちづくり協議会役員及び運営委員以外で選出する。

自治会選出代議員数

自治会名	代議員数
上久保町	2
部田久保町	2
久保町久保	6
久保南郊町	5
名古須町	1
垣鼻中央町	1
垣鼻町徳和	2
垣鼻里中町	1
垣鼻町田尻	1
旭ヶ丘	1
大津町	6
ドミール大津	2
大津町杉	2
東松阪町	2
田原町	2
田原町住宅	1
田原新町	1
田原町みどり苑	1
パークタウン	4
計	43

自治会以外の構成員選出代議員数

各構成団体より選出	7名以内
-----------	------

第2条 公民館部会趣味クラブ購入物品/修繕に関する助成金

1. 対象物品

- ・まちづくり協議会及び神戸公民館主催の行事に共同で使用するもの。
- ・趣味クラブの活動範囲内であること。
- ・まちづくり協議会及び神戸公民館における活動趣旨に反するものは対象外。

2. 助成金額

- ・購入金額の半額（上限1万円）

第3条 役員報酬

1. 役員/委員の報酬は以下のとおりとする。

・会長	年額 30,000 円
・副会長/書記/会計/部会長	年額 15,000 円
・事務局長	無し（公民館長兼任の為）
・部会員	年額 5,000 円
・運営委員（部会に入っていない）監事	年額 2,000 円

追加

ただし、合同会議の出席率が25%以下の役員/委員へは支給しない。

2. 役員/委員の活動実績から、部会長推薦、会長承認があれば特別手当を支給できる。

- ・貢献度によるが MAX 年額 2,000 円

3. 報酬は、年度末又は退任後30日以内に対象者へ全額支払うこととする。

ただし、任期期間中に退任された役員/委員 及び その欠員によって補充された後任の役員/委員には、就任稼働月分により報酬を月按分した額（100円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げた額）を支払う。

附 則

（施行期日） この細則は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年度 神戸まちづくり協議会事業計画

部会別の主な事業

(☆新事業)

NO	担当部会	事業内容	参加規模
1	防犯防災	①春の合同自主防災訓練（5/21） 災害図上訓練DIG（ディグ、災害想像力ゲーム）を行い、災害時のいろんな場面での判断/行動等について各自治会役員や住民が考え、地図に記入する。	60
		②秋の合同防災訓練（11/5） 1) 災害時要支援者等幅広い層を対象にした参加型体験型訓練。 2) 楽しみながら防災について学べるクイズ/ゲーム等を取り入れた訓練。	300
		③自治会別防災訓練 各自治会で自主的に地域の特性に応じた防災訓練を行う。 単独で実施が無理な場合は、自治会合同での訓練も可。	
		④防犯パトロール 各自治会で、地区内のパトロールを計画的に実施する。 防犯カメラの維持管理を行う。	
		⑤防災倉庫備蓄品拡充 新しく東松阪地区（おおつ保育園駐車場跡）へ防災倉庫を設置する。 南海トラフ地震等に備え、神戸地区市民センターと第五小自主防災倉庫の備品/備蓄品を計画的に補充する。（リスク回避で分散保管）	
		⑥無線機通信訓練 無線機を使った情報伝達訓練を行う。	
		⑦防犯防災活動の先進地域/施設の視察見学 災害時要援護者への対応や、日頃の訓練/防犯活動の取組みについて、先進的な取り組みをしている施設など調査を行い、協議会の活動へ取り入れる。	
		⑧地区連絡協議会(7/7) 松阪警察との連絡会で、地域のより良い安全と安心の実現の為、協議し改善に向けた取り組みを行う。	30
2	地域環境	①芝桜鑑賞会（4/1、予備日4/2） 第五小芝桜の鑑賞会を開催、訪れた方にうどんなどをふるまう ライトアップして芝桜の花のファンタジーを行う	130
		②芝桜の維持管理（毎月第2土曜日） 地域の名所となりうる様、芝桜の維持管理を行う。 草取り/水やり/落ち葉掃除/枯れた芝桜の補植 等	
		③地域の環境美化（夏休みの早朝） 久保中クリーン作戦に加わって、久保中生と地域が一緒に地域の清掃を行い、生徒と地域の交流の場とする。前沖川の清掃を実施する。	100
		④犬の散歩マナーの向上 看板等を活用し、マナーの向上を図る。	
3	教育文化	①神戸地区夏祭り(8/26、予備日8/27) 夏休みの思い出づくりとして、地域の子どもを中心に、楽しく遊びながら交流と親睦を図る。 (射的などのゲーム/かき氷等の販売/踊り/抽選会等を実施)	300
		②神戸地区文化祭(10/14・15) クラブ作品の展示／芸能クラブの発表／地域活動の発表／出店による来場者への手づくり軽食の提供等を行い、地域の交流を図る。 (久保中吹奏楽部による演奏等)	300

NO	担当部会	事業内容	参加規模
3	教育文化	<p>③学習支援（7/21・8/6、1/5） 地域の子どもたちの学習（習字、夏/冬休みの課題等）を、協議会でサポートすることで、子ども達と地域の繋がりを深める。（第5小3～6年生）</p> <p>④子ども遊び（1/5）</p>	60
4	公民館	<p>①公民館講座 ●成年向き 歴史講座・料理教室・幼児教育、等 ○健康料理教室（5/19） ○前川先生の料理教室（6/23） ○歴史探訪（市内）（5/26） ○歴史探訪（市外）（10/4） ○グラウンドゴルフ（10/3） ○第二の人生かがやき塾（3回）各20名 （1/12、2/9/、3/8）</p> <p>●児童小学生向き ○茶道体験教室（8/2） ○親子料理教室（12/3） ○親子陶芸教室（7/28）（7/31）</p> <p>●幼児向き ○親子で音楽にあわせて遊びましょう（6回）各10組20名 （6/9、7/7、8/4、9/8、10/6、11/10）</p> <p>②公民館清掃維持管理 ●公民館趣味クラブ代表者と公民館の清掃（8月、12月）</p>	8 8 20 20 60 10 8 ☆ 24 120 60
5	広報	<p>①広報（協議会だより）の発行 令和4年度スタート号（A3カラー印刷裏表、全戸配布） 神戸まちづくり協議会だより（毎月発行/回覧）/自治会紹介・学校の紹介継続</p> <p>②協議会広報の内容充実 広報を、地域の方に興味を持っていただき楽しみにしていただける紙面 へ充実させる（新コーナー検討）</p> <p>③第五小文化祭へ出展 協議会や公民館クラブの活動を展示して、知ってもらう。</p> <p>④神戸地区の大型地図の作成 「神戸の名所」等を大型の掲示用地図で紹介する。</p>	☆
6	健康福祉	<p>①ふれあいウォーキングの実施（4/1、予備日4/2） 金剛川護岸コースでウォーキングを行う。 ウォーキング⇒芝桜鑑賞会⇒神戸市民センターをゴールとする。 地域環境部会と合同開催とする。</p> <p>②熊野古道を歩く（10/22） 身近な世界遺産の探訪、コース未定</p>	40

NO	担当部会	事業内容	参加規模
6	健康福祉	③春の体育祭(6/4)、練習日（6/2、6/3） 人気のあるユニカール大会を実施し、地域の皆さんとの健康維持と親睦交流を図る。	150
		④グラウンドゴルフ大会（6回） 地域の皆さんのふれあいと健康づくりを目標に大会を継続する。 ・春の協議会長杯（5/9）　　・自治会部会長杯（6/6） ・秋の協議会長杯（9/5）　　・公民館長杯（10/3） ・健康福祉部会長杯（7/4、11/7）	240
		⑤ふれあいお菓子（クッキー）作り教室(6/11) 親子で一緒にお菓子作りを体験することで、親子がふれあいと絆を深める 向野園の協力を得て、午前/午後の2回ワークセンターで実施する。	60
		⑥ふれあいの集い（11/1） 70歳以上の独り暮らしの方を対象に集いを行い、演芸等楽しんでいただき、高齢者同士、民生委員/自治会長等と交流を深める。	110
		⑦秋の体育祭（11/12）、練習日(11/11) スカットボール大会を実施し、地域の皆さんの交流と親睦を図る。	100
		⑧健康福祉講座（2/4） 住民の健康や福祉に関する講演会を開催し、健康について考える。	50
		⑨敬老事業（9/18） 80歳以上の高齢者の方に、記念品を配布し敬老のお祝いをする。 対象者を自治会で把握し、出来るだけ自治会長が直接会いしお渡しする。	650
		⑩ふれあい農園 子ども農園ではいも作りを通して、食の大切さ、楽しさ、収穫の喜びと 助け合いの心を育む。（苗植え6/1、芋掘り10/4） 家族農園では地域の皆さんとのふれあいの場として活用していただく。	200 22
		①行政や他自治会との連絡調整/情報交換 自治会内の課題解決のため、行政や他の自治会長の協力を得る。	
		②要望書作成/現地調査（5/16） 自治会から要望書を提出、現地調査を行う。	
7	自治会	③他部会との協業 グラウンドゴルフ自治会部会長杯、自治会別防災訓練、通年防犯パトロール	
		④防犯カメラ補助 防犯カメラの設置へ補助する。	
		⑤防犯灯補助 各自治会から希望灯数を聞き取り、原資を配分する。 ポール無し×10千円+ポール有り×20千円（計300千円）	
		①総会（4/16）	
		②事務局会議（必要月）　　③役員会/運営委員会合同会議（1回/月）	
8	諸会合	④部会（1回/月以上）　　⑤役員会（必要時）	
		※上記の事業以外にも、神戸まちづくり協議会規約第2条の目的を達成するために 必要な事業を実施していきます。	3240

令和5年度 収支予算

収入の部

令和5年4月1日～令和6年3月31日

内 容	予 算 額 (円)	前年度予算 (円)	比 較 (円)	内 訳	備 考
交 付 金	3,460,000	3,310,000	150,000	ふるさと応援寄付金（21千円） 生涯学習交付金（136千円）含む	松阪市
負 担 金	364,800	368,160	-3,360	3,040世帯×10円×12ヶ月	各自治会
助成金	神戸自治連合会	100,000	100,000	0	
	地域福祉活動推進事業助成金	150,000	135,000	15,000 上期75千円・下期75千円	松阪市社会福祉協議会
	小地域福祉活動助成金	286,000	275,000	11,000	松阪市社会福祉協議会
	福祉啓発活動助成金	28,000	28,000	0 福祉講演会等開催した場合 (50名の参加)	松阪市社会福祉協議会
	助成金	100,000	100,000	0	神戸地区民児協
地 域 振 興 費	68,750	22,200	46,550		松阪市住民自治協議会連合会
雜 収 入	229,016	258,018	-29,002	事業参加者負担金・預金利息・ 黄色いレシート	
地 域 福 祉 活 動 費	119,700	114,060	5,640	前年度共同募金実績額×30%	松阪市社会福祉協議会
前年度事業中止/縮小に伴う返金	0	-252,216	252,216		
前年度繰越金	1,169,642	1,602,994	-433,352		
地 域 の 元 気 事 業 補 助 金	0	0	0		
合計	6,075,908	6,061,216	14,692		

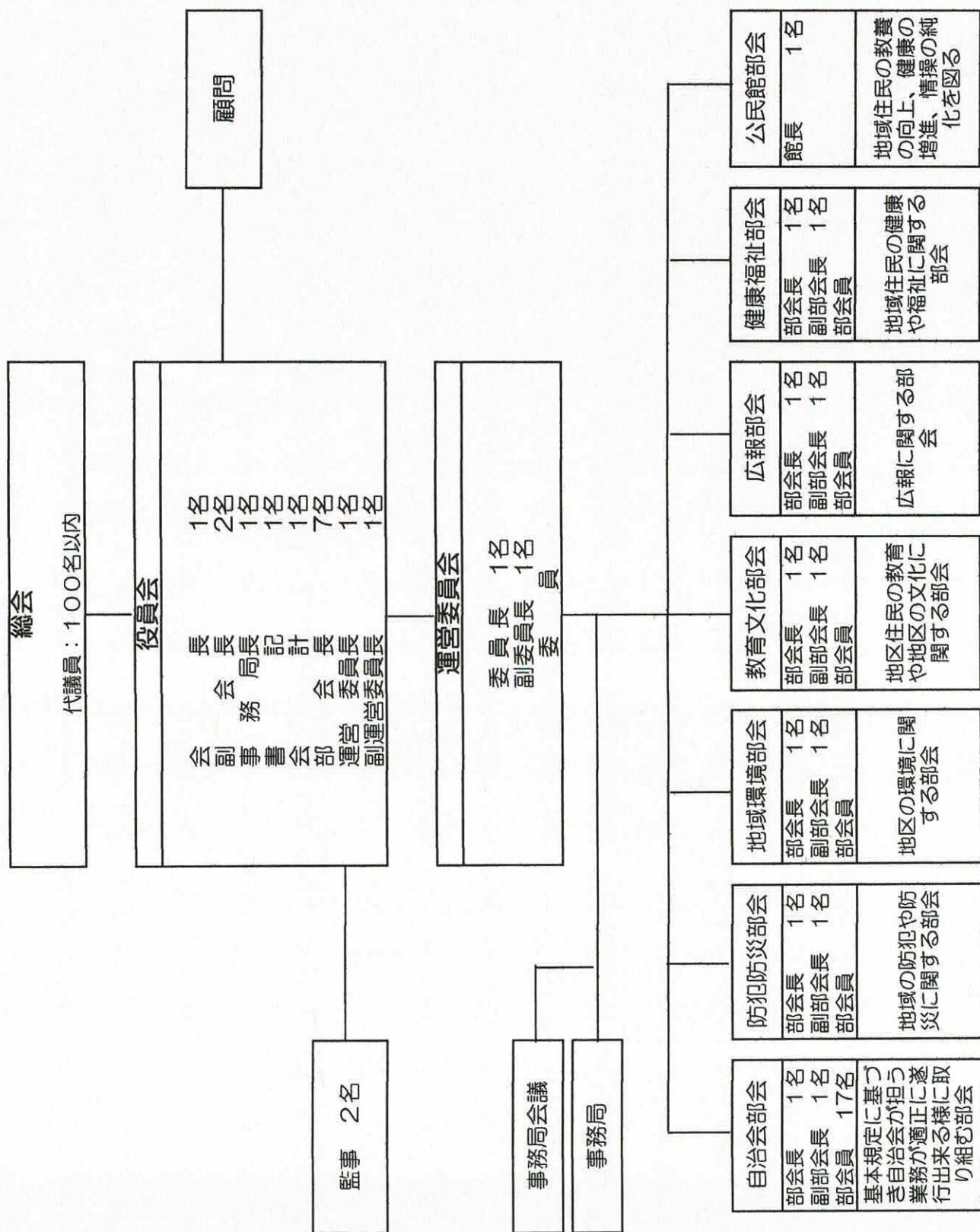
令和5年度 収支予算

支出の部

部会名	予算額 (円)	前年度予算 (円)	比較 (円)	事業計画名	内訳
防犯防災部会	733,000	683,000	50,000	春の合同自主防災訓練	9,000
				秋の合同防災訓練	90,000
				自治会別防災訓練	150,000
				防犯パトロール	68,000
				防災倉庫備蓄品拡充	400,000
				無線機通信訓練	3,000
				先進地域/施設の視察見学	10,000
				地区連絡協議会	3,000
地域環境部会	296,000	296,000	0	芝桜鑑賞会	93,000
				芝桜の維持管理	198,000
				地域の環境美化(久保中クリーン作戦)	5,000
				犬の散歩のマナー向上	0
教育文化部会	503,000	453,000	50,000	神戸地区夏まつり	240,000
				地区文化祭	153,000
				学習支援	60,000
				子供遊び	50,000
公民館部会	300,000	200,000	100,000	生涯学習(成年向け)	108,600
				生涯学習(小学生/児童向け)	66,400
				生涯学習(幼児向け)	52,000
				公民館維持管理	73,000
広報部会	232,800	475,000	-242,200	広報の発行	182,800
				広報の内容充実	0
				第五小文化祭への出展	0
				神戸MAPの作成	50,000
健康福祉部会	1,527,000	1,351,700	175,300	ふれあいウォーキング	48,500
				熊野古道を歩く	160,000
				春体育祭/ユニカル大会	54,000
				グラウンドゴルフ	113,500
				ふれあいお菓子作り教室/クッキー	21,000
				ふれあいの集い	360,000
				秋の体育祭/スカットボール大会	46,000
				健康/福祉講座	35,000
				敬老事業	572,000
				ふれあい農園	117,000
自治会部会	392,000	592,000	-200,000	松阪市への要望と現地調査	10,000
				グラウンドゴルフ自治会部会長杯	36,000
				防犯カメラ補助金	46,000
				防犯灯補助金	300,000
役員報酬	400,000	400,000	0	役員報酬	400,000
事務局費	1,053,100	962,000	91,100	人件費	720,000
				消耗品費	100,000
				会議費	28,000
				備品購入(PC)	100,000
				公民館保険	105,100
予備費	639,008	648,516	-9,508		639,008
合計	6,075,908	6,061,216	14,692		6,075,908

參考資料-

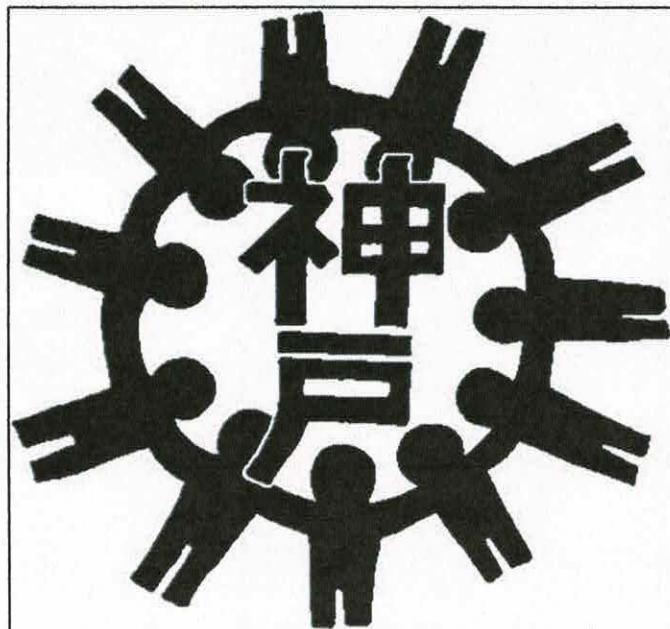
神戸まちづくり協議会組織図



※自治会部会の自治会長は他の部会との兼任とする

◆神戸まちづくり協議会『シンボルマーク』の紹介

このシンボルマークには、『人と人が手をとって神戸のまちづくりをしていく』というすばらしい思いが込められています



作成 岡山 明睦君（当時久保中1年生）

制定日 平成26年1月23日